

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

### 1 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（以下「こども誰でも通園制度」という。）は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年6月成立）により、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する目的で創設され、すべての自治体で実施することとなります（令和7年4月制度化、令和8年4月本格実施）。

利用対象者は、0歳6カ月以上満3歳未満のこどもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳～
就労要件あり	保育所・認定こども園						小学校
	地域型保育事業所						
就労要件なし	<b>こども誰でも通園制度</b> ○就労要件を問わない ○月一定時間までの利用可能枠 ○時間単位の柔軟な利用 ※0歳6カ月以上満3歳未満を想定			幼稚園			

### 2 本市の量の見込と確保方策

こども誰でも通園制度は、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、令和7年3月に策定した「合志市こども計画」に位置づけており、その量の見込と確保量は以下のとおりとなっています。

		令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用定員	量の見込 (人)	4	4	4	4
	確保方策 (人)	4	4	4	4

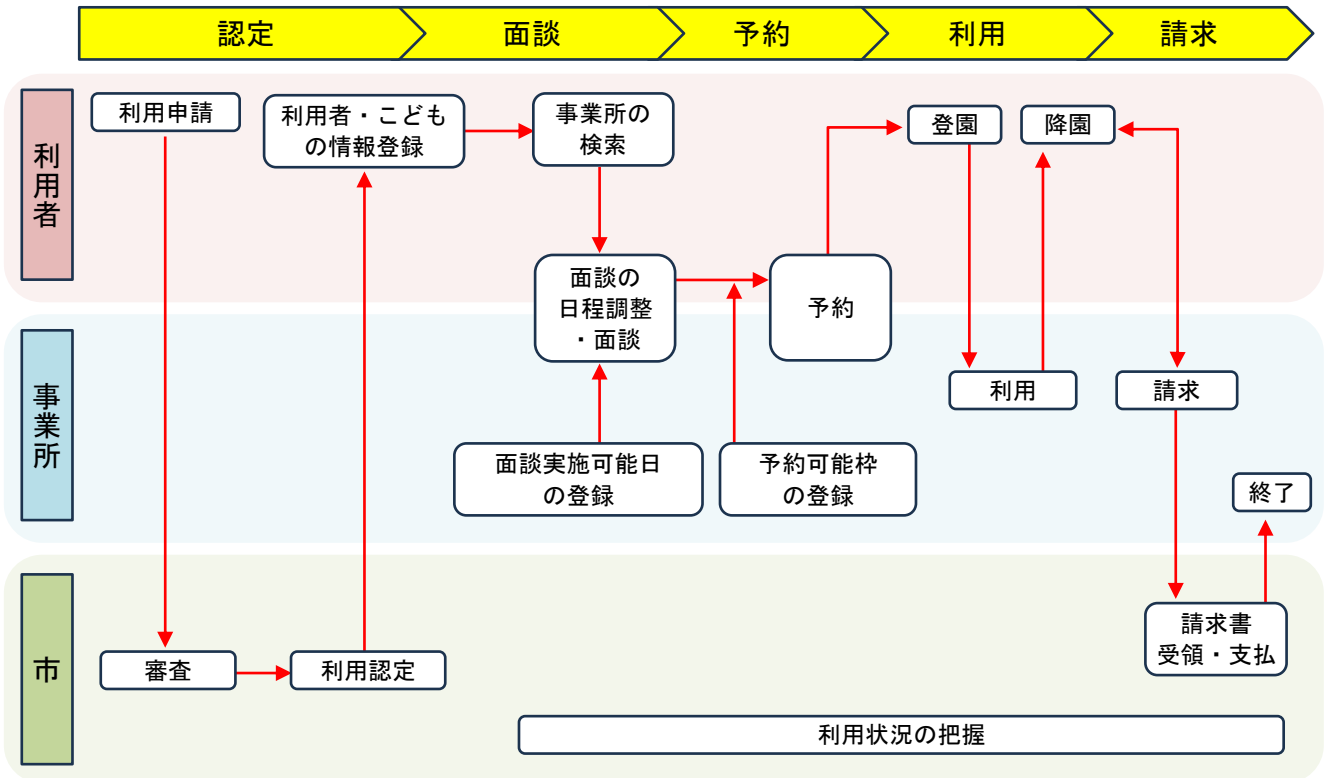
(令和7年3月 合志市こども計画より)

### 3 制度の内容

こども家庭庁からの通知による、令和7年度時点の事業の主な内容と本市の考え方は、次のとおりとなります。令和8年度の本格実施に向けては、利用可能時間や給付化に伴う公定価格の設定等、引き続き国において検討を進めていくこととされています。

項目	国基準	合志市
1 対象となる子ども	保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6カ月以上満3歳未満とする	国と同様の扱いとする
2 利用可能時間	こども一人あたり月10時間を上限 (3時間以上で内閣府令で定める月一定時間の利用可能枠の範囲内で利用可能枠を設定することを可能とする経過措置(令和8・9年度の2年間)を設ける)	国と同様の扱いとする
3 事業実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等	保育施設を中心に保育施設以外の施設も対象とする (事業の認可は市において行う)
4 利用方式	定期利用、柔軟利用、定期・柔軟の組み合わせ等の選択制	柔軟利用を基本とするが、定期利用との組み合わせ等は実施事業者と保護者の協議により実施可とする
5 実施方式	一般型事業又は余裕活用型事業	実施事業者と協議して決定
6 設備基準	設備運営基準第21条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国の定める基準に基づき条例を制定する
7 人員配置基準	設備運営基準第22条又は第25条に定める基準に基づき、各市町村で定める条例を遵守する	国の定める基準に基づき条例を制定する
8 単価	令和7年度(参考) (こども一人1時間あたり) 0歳児 1,300円 1歳児 1,100円 2歳児 900円	国が公布する公定価格による
9 加算	令和7年度(参考) (こども一人1時間あたり) 障がい児 400円 医療的ケア児 2,400円 要支援家庭のこども 400円	国が公布する公定価格による
10 保護者負担	令和7年度(参考) こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所で設定できる	国が示す基準に準じる(市としての上限額を定め、その範囲内で実施事業者毎に定める)
11 利用料の減免	令和7年度(参考) (こども一人あたり1時間) 生活保護世帯 300円 市民税非課税 240円 市民税77,101円未満 210円 要支援児童及び要保護児童のいる世帯 150円	国が示す基準に準じる

[こども誰でも通園制度利用の流れのイメージ]



※こども家庭庁公表の資料から作成

4 今後のスケジュール

本市におきましては、本定例会で上程している「合志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の施行後、運営事業者の選定や事業の認可を行うとともに、利用認定や確認基準条例の制定等、国の発出する通知等に基づきながら、令和8年度の本格実施に向け準備を進めていきます。

<主なスケジュール>

- |      |     |   |
|------|-----|---|
| 令和7年 | 12月 | ○合志市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の上程、議決、施行 |
| 令和8年 | 1月  | ○事業の認可に係る事務                               |
|      | 2月  | ○運営事業者の選定                                 |
|      | 3月  | ○事業の周知<br>○利用認定に係る事務                      |
|      | 4月  | ○本格実施                                     |

以上。